

ADOBE ACROBAT READER ソフトウェア使用許諾契約書

この契約書をよくお読みください。本ソフトウェア（以下に定義）の全部または一部をインストール、コピー、配布または使用することにより、お客様（以下に定義。以下「お客様」）は本契約のすべての条件に同意したものとみなされます。本契約の条件に同意しない場合は、本ソフトウェアを使用しないでください。

本ソフトウェアは、**販売されるのではなく、本契約の条項に従って使用することのみを許諾される**ものです。

1. 定義。

1.1 「**アドビ**」または「**当社**」とは、本契約の締結時点でのお客様の所在地が米国、カナダまたはメキシコの場合は、デラウェア州法人である345 Park Avenue, San Jose, California 95110のAdobe Inc.を意味し、その他の場合は、4-6 Riverwalk, Citywest Business Campus, Saggart, Dublin 24, IrelandのAdobe Systems Software Ireland Limitedを意味します。

1.2 「**アドビオンラインサービス**」とは、アドビまたはアドビの関連会社がWebサイトその他の方法により提供しているコンテンツおよびサービスを意味します。

1.3 「**コンピュータ**」とは、ドキュメンテーションに定める本ソフトウェアの必要システム構成に適合する仮想マシンまたは個人用電子物理デバイスであって、デジタルまたはこれに類似する形式で情報を受け取り、一連の命令に基づき特定の結果を得るためにその情報を操作するものを意味します。これには、デスクトップコンピュータ、ノート型コンピュータ、タブレット、モバイルデバイス、通信デバイス、インターネット接続デバイス、および各種の生産ソフトウェアアプリケーション、娯楽ソフトウェアアプリケーションまたはその他のソフトウェアアプリケーションを稼働できるハードウェア製品が含まれますが、これらに限りません。

1.4 「**お客様**」とは、本ソフトウェアを取得したお客様およびすべての法人、ならびに取得者のために本ソフトウェアを使用するお客様の従業員（該当する場合）などを意味します。

1.5 「**ドキュメンテーション**」とは、アドビが発行する本ソフトウェアの技術上の使用ガイドラインおよび説明書を意味します。「ドキュメンテーション」には、第三者により提供されるフォーラムまたはコンテンツは含まれません。

1.6 「**本ソフトウェア**」とは、別途条項で定められていない範囲において、本契約と一緒に、または本契約に関連してアドビがお客様に提供するソフトウェアファイル、データ、情報、コンテンツ、フォントおよびドキュメントの一切、ならびにかかる情報の修正版、修正後のコピー、アップグレード、アップデートおよび追加情報としてアドビがお客様に随時提供するもの（以下総称して「アップグレード」）を意味します。

1.7 「**ソフトウェア統合**」とは、本ソフトウェアと追加の製品、サービスまたはプラグインを組み合わせて独自の製品として提供するものを意味します。

1.8 「**使用**」とは、本ソフトウェアについてアクセス、インストール、ダウンロードなどの操作を行ったり、他の方法で本ソフトウェアの機能を使用したりすることにより利益を享受することをいいます。

2. ソフトウェアライセンス

2.1 **ライセンス許諾**。お客様がアドビまたは正規ライセンスから本ソフトウェアを取得した場合、お客様がセクション3に規定する制限を含む本契約の条件に従うことを条件として、アドビはお客様に対し、本ソフトウェアの設計および意図する目的に矛盾しない態様で本ソフトウェアを使用する非排他的なライセンスを許諾します。

2.2 **一般的な使用**。お客様のコンピュータに本ソフトウェアのコピーを1部インストールして使用できます。本ソフトウェアの使用に関する制限事項についてはセクション3を参照してください。

2.3 **サーバーでの使用**。本契約は、サーバーへの本ソフトウェアのインストールおよびそこでの使用を認めません。

2.4 **配布**。本ライセンスは、本ソフトウェアをサブライセンスまたは配布する権利を付与するものではありません。

2.5 **ソフトウェア統合**。本ソフトウェアは、ソフトウェア統合の一部としてお客様に提供される場合があります。かかるソフトウェア統合の使用については、該当する追加条件が適用されます。

2.6 **利用可能性の制限**。本ソフトウェアはすべての言語で利用できるとは限らず、またすべての国の居住者に対して提供されるとは限りません。

3. 制限および要件。

3.1 **使用に関する義務**。お客様は、本契約で許可されている形以外で本ソフトウェアを使用しないこと、ならびに本ソフトウェアの設計およびドキュメンテーションに従わない方法で本ソフトウェアを使用しないことに同意するものとします。本ソフトウェアをサービスビューローベースで使用または提供できません。セクション10.3に、フォントソフトウェアのみに関する限定的な例外について記載しています。

3.2 **統合の制限**。お客様が本ソフトウェアを他のソフトウェア、プラグインもしくは拡張機能と統合し、またはこれらとともに使用することは、アドビがかかる統合を提供または明示的に承認した場合を除き、認められません。

3.3 プラグインに関する制限。お客様は、本ソフトウェアをアドビが提供もしくは事前に承認していないプラグインソフトウェアと統合し、またはそのようなソフトウェアとともに使用してはなりません。

3.4 無効な機能。本ソフトウェアには、表示されないか、またはグレー表示されて使用できない機能（以下総称して「無効な機能」）が含まれている場合があります。無効な機能は、アドビからのみ取得可能な実現技術を使用して作成したPDFドキュメントをお客様が開いたときにのみ使用可能になります。お客様は、かかる実現技術以外の手段で無効な機能にアクセスしたり、アクセスを試みたり、無効な機能に類似の機能を本ソフトウェアを使用して作成したり、その他の方法でかかる機能の起動を制御する技術を回避したりしてはなりません。

3.5 通知。本ソフトウェアで表示される著作権またはその他の所有権通知を変更または除去しないでください。

3.6 変更およびリバースエンジニアリングの禁止。お客様は本ソフトウェアを変更、翻案、翻訳したり、本ソフトウェアの二次的著作物を作成したりすることはできません。お客様は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行うなどして、本ソフトウェアのソースコードの解読を試みることはできません。欧州連合地域に居住するお客様は、セクション19に記載されている追加条件を参照してください。

4. 譲渡の禁止。

本契約で明示的に許可されている場合を除き、本ソフトウェアに関するお客様の権利を賃貸、リース、販売、サブライセンス、譲渡もしくは移転し、または本ソフトウェアのいずれかの部分を他の個人もしくは法人のコンピュータにコピーさせることはできません。

5. 知的財産権、権利の留保。

本ソフトウェアは、アドビおよびそのサプライヤーの知的財産です。本ソフトウェアの構造、構成およびコードは、アドビおよびそのサプライヤーの貴重な知的財産（営業秘密や機密情報など）です。本ソフトウェアは、米国とその他の国の著作権法および国際条約の条項等の（ただしこれらに限定されない）法律によって保護されています。本契約に明示されている場合を除き、本契約によってお客様に本ソフトウェアに関する何らかの知的財産権が付与されることはありません。またアドビおよびそのサプライヤーは、明示的に付与されたものを除くすべての権利を留保します。

6. フィードバック。

お客様はアドビにアイデア、提案、提言（以下「フィードバック」）を提供する義務は一切ありません。お客様がそれでもなおアドビにフィードバックを提供した場合には、お客様はアドビに対し、かかるフィードバックの作成、使用、販売、販売申し出、インポート、再製、公開展示

、配布、変更および公開実行につき、全世界を対象とした、非独占的かつロイヤリティフリー、サブライセンス可能で譲渡可能なライセンスを付与したものとみなされます。

7. インターネット接続およびプライバシー。

7.1 **インターネットへの自動接続。**本ソフトウェアは、追加の通知を行うことなく、お客様のコンピュータをインターネットに自動的に接続し、お客様への追加の情報や機能の提供などの目的のためにアドビのWebサイトまたはアドビのドメインと通信を行う場合があります。本セクションで別途指定されない限り、本ソフトウェアによるすべての自動インターネット接続には以下の規定が適用されます。

7.2 **情報の収集。**本ソフトウェアがインターネットを通じてアドビに接続する場合は常に、<http://www.adobe.com/go/privacy>で閲覧可能なアドビオンラインプライバシーポリシー（以下「本プライバシーポリシー」）に従って、本ソフトウェアによって一定の情報が収集され、アドビに送信されます。なお、本プライバシーポリシーは、随時更新されます。

7.3 **PDFファイルの使用。**本ソフトウェアを使用して、ダイナミックコンテンツの表示を許可されたPDF文書を開くと、ご使用のコンピュータは、アドビ、広告主または他の第三者によって運営されるWebサイトに接続する場合があります。そのようなサイトをホストする当事者は、開かれたPDFファイル内またはその付近に表示されるコンテンツを送信または供給する技術を使用する場合があります。Webサイトの運営者は、JavaScript、Webビーコン（アクションタグまたはシングルピクセルgifとも呼ばれる）および他の技術を使用して、コンテンツの有効性の測定およびコンテンツのパーソナライズ化を行う場合があります。アドビは、第三者が使用する機能にアクセスしたり、かかる機能を管理したりすることができない場合があります、第三者のWebサイトの情報利用は、本プライバシーポリシーの適用範囲外です。

7.4 **アップデート。**当社は、本ソフトウェア（その一部または機能を含む）を、お客様や他の方に対する責任を負うことなく、随時変更、更新または廃止することがあります。本ソフトウェアは、追加の通知を行うことなく、（a）コンピュータにダウンロードおよびインストールが可能なアップデートがないかを確認、（b）アップデートを自動的にダウンロードおよびインストール、ならびに（c）インストールの結果をアドビに通知するために、断続的または定期的に、お客様のコンピュータをインターネットに自動的に接続する場合があります。これらのアップデートは、バグ修正、新機能、または新バージョンの形をとる場合があります。お客様は、「本ソフトウェア」の使用の一環として「アドビ」からそうしたアップデートを受け取ることに同意するものとします。

7.5 **電子証明書。**本ソフトウェアは、電子証明書（セクション9で定義）を使用することによって、ダウンロードしたファイル（アプリケーションやコンテンツなど）の識別、Portable Document Format（「PDF」）ドキュメントに対する署名の付加およびPDFドキュメント内の署名の検証、ならびに認証済みPDFドキュメントの検証を行います。お客様のコンピュータは、電子証明書の検証に関連してインターネットに接続する場合があります。

7.6 デスクトップアプリケーション使用データ。お客様は、当社のデスクトップアプリケーションの使用方法についてアドビと情報を共有するかどうかを選択することができます。法律で許可されている場合、このオプションはデフォルトで有効になっており、その情報はお客様のアドビアカウントに関連付けられています。この情報は、アドビがお客様一人ひとりに合った体験を提供する目的のほか、アドビが提供する製品やサービスを自ら評価し、本製品およびサービスのお客様の使用状況に基づき必要に応じて本製品およびサービスを開発、変更、改良、サポート、カスタマイズおよび運用するうえでも役立てられます。お客様は、アドビアカウント管理ページでいつでも設定を変更することができます。デスクトップアプリケーションの使用状況データの詳細については、<https://helpx.adobe.com/x-productkb/global/desktop-app-usage-information-faq.html>または後継Webサイトを参照してください。

7.7 アドビオンラインサービスの利用。お客様のコンピュータがインターネットに接続している場合、本ソフトウェアは追加で通知をすることなく、特定のアドビオンラインサービスへのアクセスを促すことがあります。別途利用条件の提示がない限り、かかるアドビオンラインサービスにアクセスした時点をもって、Adobe.comの利用条件 (<http://www.adobe.com/go/terms>) が適用されます。アドビオンラインサービスは、Webサイトでホストされていますが、場合によっては本ソフトウェア内の機能または拡張機能のように見える場合があります。アドビオンラインサービスへのアクセスには、アクセス用に別のサブスクリプションまたはその他の料金、また追加の利用条件への同意が必要となる場合があります。アドビは、過去に無償で提供されていたアドビオンラインサービスへのアクセスまたはその使用について、料金の請求を開始する権利を留保します。コンピュータがインターネットに接続されている場合、本ソフトウェアは、追加の通知を行わずに、お客様がインターネットに接続していないときでもこれらのアドビオンラインサービスを直ちに利用可能な状態にするため、アドビオンラインサービスからダウンロード可能なマテリアルを自動的にアップデートする場合があります。アドビオンラインサービスは、必ずしもすべての言語で、またはすべての国の居住者に対して提供されるとは限りません。アドビはいつでも、理由の如何にかかわらずすべてのアドビオンラインサービスの利用可能性を修正または中止することができます。

8. 第三者提供物。

8.1 第三者提供物。本ソフトウェアでは、第三者のコンテンツ、ソフトウェアアプリケーション、データサービス（以下「第三者提供物」）へのアクセスおよびこれらとの相互運用が可能になっていることがあります。お客様による第三者提供物（商品、サービスまたは情報を含む）へのアクセスと使用は、かかる提供物に関する利用条件および米国その他の国の著作権法に準拠します。第三者提供物はアドビが所有または提供するものではありません。お客様は、かかる第三者提供物を米国およびその他の国の著作権法に違反して使用しないことに同意するものとします。アドビまたは第三者は、理由の如何にかかわらず、どの第三者提供物についてもそのアクセスをいつでも変更または中止することができます。アドビは、第三者提供物について管理、保証を行わず、責任も負いません。第三者提供物に関連したお客様および第三者間のすべての取引は、か

かる第三者のプライバシーポリシーおよびお客様の個人情報の使用、製品およびサービスの引渡しおよび支払い、ならびにかかる取引に関連したその他すべての規定、条件、保証または表明を含め、お客様とかかる第三者間のみで処理してください。第三者提供物は、必ずしもすべての言語で、またはすべての国の居住者に対して提供されるとは限りません。アドビまたは第三者はいつでも、理由の如何にかかわらず、すべての第三者提供物の利用可能性を修正または中止することができます。サードパーティマテリアルに関する通知は、次のURLで閲覧可能です。

<http://www.adobe.com/go/thirdparty>.

8.2 別途契約でアドビが明示的に同意した場合を除き、アドビおよび第三者の提供物の使用についてはお客様ご自身の責任で行ってください。

9. 電子証明書。

9.1 **使用。** 電子証明書は第三者認証機関（以下「認証機関」）によって発行されるか、または自己署名することができます。

9.2 **利用条件。** 電子証明書の購入、使用および電子証明書に対する信頼は、お客様および認証機関の責任によるものとします。保証されたドキュメント、デジタル署名または認証機関サービスに信頼する前に、例えば、サブスクリイバー同意書、使用者同意書、証明書の方針、業務ステートメントなど、認証機関がサービスを提供する際に該当する条件を検討する必要があります。

9.3 **了承。** お客様は、以下の内容に同意するものとします。(a) 本ソフトウェアの構成または外部の問題により、電子証明書が検証前に取り消されているか有効期限が切れているにもかかわらず、署名が有効であると表示される場合があること、(b) ドキュメントの署名者、該当する認証機関またはその他の第三者による作為または不作為が、電子証明書の安全性または整合性を危うくする可能性があること、(c) 証明書は、認証機関が提供するものではない自己署名証明書である場合があること。**証明書を信頼するかどうかを決定するのは、お客様の方に責任があります。別途、書面による保証が認証機関によってお客様に提供される場合を除き、電子証明書のご使用の責任はお客様ご自身にあります。**

9.4 **第三者受益者。** お客様は、お客様の信頼する認証機関が、本契約に関しては第三者受益者であり、かかる機関がアドビである場合と同様に、自己の名前においてかかる契約を強制実行する権利を有することに同意するものとします。

9.5 **補償。** お客様は、次の (a)、(b)、(c)、(d) または (e) を含むがこれらに限定されない該当する機関のサービスの使用もしくは依存から発生し、またはこれらに関連するすべての責任、損失、行為、損害、申立て（すべての合理的な額の費用、支出、弁護士費用を含む）からアドビおよび該当する認証機関（その利用条件に明示的に記載されているものを除く）を防禦するものとします。(a) 期限切れまたは取り消された証明書への信頼、(b) 証明書の不適切な検証、(c) 該当する条件、本契約または適用法によって許可された以外の証明書の使用、(d) 発

行者サービスまたは証明書を信頼するにあたって合理的な判断を下さなかったこと、(e)かかるサービスに関連する条項で要求された義務を果たさなかったこと。

10. フォントソフトウェア。

10.1 本ソフトウェアに含まれているか、または本ソフトウェアを通じてアクセス可能な場合、お客様は、お客様のコンピュータ上でフォントソフトウェアを本ソフトウェアと一緒に使用し、フォントソフトウェアをお客様のコンピュータに接続されている任意の出力デバイスに出力することができます。

10.2 お客様は、フォントソフトウェアをそのような出力デバイスに常駐させるために、お客様のコンピュータの少なくとも1台に接続された1つの出力デバイスの記憶装置（ハードディスクまたはRAM）にフォントソフトウェアをダウンロードすることができます。

10.3 特定のファイルに使用したフォントのコピーは、印刷業者またはその他のサービスビューローへ持ち出すことができ、サービスビューローはお客様のファイルの処理にそのフォントを使用することができます。ただし、サービスビューローがその特定のフォントソフトウェアを使用するための有効なライセンスを保有している場合に限りです。

10.4 お客様は、お客様の電子文書を印刷、閲覧および編集するために、フォントソフトウェアのコピーをその文書に埋め込むことができます。本ライセンスは、上記以外の埋め込みに関する権利を暗示するものでも許可するものでもありません。

10.5 上記の例外として、http://www.adobe.com/go/restricted_fontsに記載されているフォントは、ソフトウェアのユーザーインターフェイスの操作を目的としてのみ本ソフトウェアに含まれており、出力ファイルに含まれることはありません。このようなフォントは、本セクションに基づき使用を許諾されません。お客様は、本ソフトウェア以外のソフトウェアアプリケーション、プログラムまたはファイル内で、もしくはそのいずれかを使って、記載されたフォントをコピー、移動、アクティベートまたは使用したり、フォント管理ツールによってこのようなフォントをコピー、移動、アクティベートまたは使用したりしないことに同意するものとします。

11. 保証の否認。

11.1 本ソフトウェアは「現状有姿」で提供されます。アドビは、法律で認められる最大限度において、権利侵害の不存在、商品性および特定目的に対する適合性に関する黙示の保証を含め、明示、黙示を問わずあらゆる保証の存在を否認します。アドビはさらに、(A) 本ソフトウェアがお客様の要件を満たすこと、もしくは常に利用可能で、中断されることがなく、タイムリーで、安全で、エラーがないこと、(B) 本ソフトウェアの利用から得られる結果は有効かつ正確であり信頼できること、(C) 本ソフトウェアの品質がお客様の期待に適合すること、または(D) 本ソフトウェア内のエラーもしくは欠陥が修正されることについて、一切の保証を否認します。

11.2 本ソフトウェアを使用したことに起因して何らかの訴訟が提起された場合であっても、アドビは一切責任を負いません。お客様は、ご自身の判断と責任で本ソフトウェアを使用およびアク

セスしてください。本ソフトウェアを使用およびアクセスしたことに起因してお客様のコンピュータシステムに損害が生じ、またはデータ損失が生じたとしても、お客様単独の責任となります。

12. 責任の限定。

12.1 アドビは、お客様その他のいかなる者に対しても、理由の如何を問わず、利用不能の事態、データの消失、信用の毀損、利益の逸失その他一切の損失および特別損害、付随的損害、派生的損害、懲罰的損害その他一切の損害について責任を負いません（アドビがかかる損失または損害の可能性について連絡を受けていた場合でも同じとします）。上記には以下の損失および損害が含まれます。（A）予見可能であったかどうかを問わず、利用不能の事態、データの消失もしくは利益の逸失に起因するもの、（B）契約もしくは保証の違反、過失その他の不法行為など、何らかの責任の法理に基づくもの、または（C）本ソフトウェアをお客様が使用し、もしくはお客様がこれにアクセスしたことに起因もしくは関係して生じたその他の申立て等に起因するもの。本契約のいかなる規定も、アドビもしくはその従業員の重過失もしくは故意の違法行為または死亡もしくは人身傷害に関するアドビの責任を限定または排除するものではありません。

12.2 本契約に起因または関連する問題が生じた場合のアドビの賠償責任の総額は、本契約に基づいて支払われる金額を上限とします。本項の規定は、申立てまたは損害の形態または発生源を問わず、申立てまたは損害が予測可能であったかどうか、また、当事者が申立てまたは損害が生ずる可能性について報告を受けていたかどうかに関わりなく、適用されます。

12.3 本セクションに定める限度額および免除は、法律で認められる最大範囲まで適用されます。

13. 存続。

本契約が満了または終了した場合、本ソフトウェアは事前に通知することなく動作を停止する場合があります。本契約に定めるお客様の免責義務、アドビの保証の否認または責任の限定および紛争解決条項は、本契約の満了または終了後も存続します。

14. 終了。

お客様およびアドビはそれぞれ、少なくとも30日前までに書面により事前通知をすることにより、理由の如何を問わず、本契約を解除する権利を有します。本契約の終了と同時に、お客様は本ソフトウェアの使用を直ちに中止し、（アドビより要請があれば）本ソフトウェアのコピーを破棄するものとします。アドビがお客様に付与したライセンスは、契約終了と同時に直ちに失効します。

15. 輸出規制。

本ソフトウェア、および本ソフトウェアの使用は、米国および各国の輸出入および本ソフトウェアの使用を管理する法律、制限および規制の対象となります。お客様は、かかる法律、制限および規制のすべてを遵守することに同意するものとします。

16. 準拠法および紛争解決。

16.1 お客様が北米にお住まいの場合、本契約はお客様と米国Adobe Inc.との契約となり、本契約は米国カリフォルニア州の法律に準拠します。北米以外のお客様については、本契約はお客様とAdobe Systems Software Ireland Limitedとの契約となり、本契約はアイルランドの法律に準拠します。お客様がオーストラリアにお住まいの場合、Adobe Systems Software Ireland LimitedがAdobe Australia Trading Pty Ltd.の委任代理人を務め、Adobe Australia Trading Pty Ltd.の代理人としての立場でこの契約を結びます。お客様は法律の下で追加の権利を保有する場合があります。アドビは、法律で禁じられている場合、これらのお客様の権利を制限しません。本契約は、いずれかの法域で制定された (a) いずれかの法域の法の抵触に関する規則、(b) 国際物品売買契約に関する国連条約、(c) 統一コンピュータ情報取引法の適用を受けず、これらの適用は明示的に排除されます。お客様はアドビとの紛争を、個人ベースでのみ解決することができ、集団代表訴訟、統合訴訟または代表訴訟の原告として訴訟を起こすことはできません。上記規定にかかわらず、お客様または他者が本契約の条件に違反して本ソフトウェアへの不正なアクセスまたは使用を行った場合、お客様は、アドビがあらゆる法域において差止救済（またはこれに相当する緊急の法的救済）を求めることができることに同意するものとします。

16.2 お客様に何らかの懸念や紛争が発生した場合、お客様は、まずアドビに連絡することによってかかる紛争の非公式な解決を試みることに同意するものとします。紛争の通知の提出後30日以内に紛争が解決されない場合、お客様またはアドビは、本契約の条件または本ソフトウェアに関する申立てを、最終的で拘束力のある仲裁によって、解決する必要があります（適切な場合に少額裁判所にかかる申立てをする場合を除く）。

16.3 お客様がアメリカ大陸にお住まいの場合、仲裁は、カリフォルニア州サンタクララ郡のJAMSによって、JAMSの包括的仲裁規則および手順に基づいて行われます。オーストラリア、ニュージーランド、日本、中国本土、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾、韓国、インド、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、または東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国に在住の場合、仲裁は、シンガポールのシンガポール国際仲裁センター（SIAC）でその仲裁規則の下で行われます。この仲裁規則は参照によって、本条に組み込まれていると考えられます。それ以外の場合、仲裁は、ロンドンのLondon Court of International Arbitration（LCIA）でLCIA仲裁規則の下で行われます。仲裁は、お客様およびアドビの両方が選択する仲裁人1名により行われます。仲裁は英語で行われますが、母国語が英語でない証人は、英語への同時翻訳を使用して証人の母国語で証言することができます（費用はその証人を代表する側の負担とします）。仲裁判断

に基づく確定判決は、両当事者に対して裁判管轄権を有する裁判所であればいずれにも登録を求めることができ、かつ、かかる裁判所による強制執行が可能であるものとします。

17. 米国政府のエンドユーザーへの通知。

アドビは、エンドユーザーである米国政府のため、すべての機会均等法（執行命令11246の規定（その後の改正を含む）、1974年Vietnam Era Veterans Readjustment Assistance Act（38 USC 4212）セクション402、1973年Rehabilitation Actセクション503（その後の改正も含む）、ならびに41 CFR. Parts 60-1から60-60、60-250および60-741の規制を含む）を遵守することに同意します。積極的是正措置の条項および前述の文に含まれた条文は、本契約の一部を構成するものとします。

18. ライセンスの遵守。

お客様が企業または組織である場合において、アドビまたはアドビが承認した代理人から要求があったときは、お客様は、その時点において本ソフトウェアが本契約でアドビから許諾されたライセンスに従って使用されていることを、30日以内に文書により証明することに同意するものとします。

19. 権利損失の否認、欧州経済地域に関する条項、オーストラリアのお客様の義務に関する告知

。

19.1 本契約は、消費者として取引する当事者も含め、いかなる当事者の法的権利も損なうものではありません。例えば、ニュージーランドにおいて本ソフトウェアを個人または家庭で使用するために（業務目的でなく）取得する消費者については、本契約に消費者保証法が適用されます

。

19.2 本契約のいかなる定め（セクション3.6を含む）も、お客様が該当する法に基づき享受できる、本ソフトウェアの逆コンパイルに関する放棄不能な権利を制限するものではありません。例えば、所在地が欧州連合（EU）のお客様は、本ソフトウェアが他のソフトウェアとともに正常に動作するためには逆コンパイルが不可欠であり、かつ正常な動作を実現するために必要な情報をアドビに要求したにもかかわらず、その情報がアドビから提供されなかった場合、該当する法で定められた一定の条件の下で本ソフトウェアを逆コンパイルする権利が認められる場合があります。また、そのような逆コンパイルは、お客様またはお客様に代わって本ソフトウェアのコピーを使用することを許可された他者のみが実行できます。アドビは、該当する情報を提供する前に合理的な条件を課す権利を保有します。本契約に従ってアドビから提供された情報またはお客様が入手した情報は、本契約に定められた目的にのみ使用するものとし、サードパーティに開示することはできず、本ソフトウェアと実質的に類似する形態のソフトウェアを作成するために使用したり、アドビまたはそのライセンサーの著作権を侵害するその他の行為に使用することもできません。

19.3 お客様が本ソフトウェアをオーストラリアで購入した場合、本契約の他の規定にかかわらず、以下の規定が適用されます。

オーストラリアの消費者の皆様へ：

当社の製品にはオーストラリア消費者法に基づく保証が付属しており、この保証は適用の除外が不能な保証です。お客様は、重大な不具合については交換を受ける権利、その他の合理的に予測可能な損失または損害については補償を受ける権利を有します。また、商品が十分な品質基準を満たさないものの重大な不具合には当たらない場合、商品の修復または交換を受ける権利が与えられます。

20. ドイツおよびオーストリアに居住するユーザーに適用される責任の限定。

20.1 ドイツまたはオーストリアで本ソフトウェアを取得し、これらの国に通常居住している場合、セクション12は適用されません。ただし、セクション20.2の規定を条件とし、アドビの法律上の損害賠償責任は、次の通り限定されます。(A) 契約上の重大な義務の軽微な過失による不履行を原因とする損害に関しては、本使用許諾契約を締結した時点で一般的に予測可能であった損害額を上限としてアドビが責任を負います。(B) 契約上の重大でない義務の軽微な過失による不履行を原因とする損害に関しては、アドビは責任を負いません。

20.2 上記の責任制限は、義務的な法的責任、特に、ドイツ製造物責任法に基づく責任、明示的保証を負う責任または過失による人身傷害に関する責任に対しては適用されません。

20.3 お客様は、損害を回避および軽減するため、あらゆる合理的な手段を講じること、特に、本契約の条項に従ってお客様のコンピュータデータのバックアップコピーを作成することを要求されます。

21. アップデートおよび可用性。

21.1 **本契約の更新。** アドビは、法律の改正または本ソフトウェアの変更を反映するために、本契約を改訂することがあります。定期的にも本契約に目を通してください。アドビは、本契約の改訂の通知を、このページに掲載します。改訂版の発効後に本ソフトウェアの使用またはアクセスを継続することにより、お客様は本契約の改訂版の新しい条件に拘束されることに同意したものとみなされます。

22. 雑則。

22.1 **英語版の取り扱い。** 本契約の英語版が、本契約の規定を解釈する際に使用すべきバージョンとします。

22.2 **見出し**。本契約で使用される見出しは、便宜のためにのみ提供され、意味や意図を解釈するために使用されるものではありません。

22.3 **可分性**。本契約のいずれかの条項が、何らかの理由により無効または執行不能であると判断された場合でも、本契約は引き続き効力を持続し有効であるものとします。

22.4 **権利放棄の否定**。本契約のいずれかの条項をアドビが強制または実行しなかった場合でも、かかる条項の権利放棄とはなりません。

Adobe、Acrobat、および Reader は、アドビシステムズ社の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。

Reader_EULA_ja_JP_20181207